

答申第567号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKグループ事務系システム統合に関して、①各年度単位またはシステムを細分化して管理しているのであれば個々の予算・実績金額、②当該システムの導入を決定した際の事業規模等を掲載した決裁文書、③これまで資産計上した各年度別の金額が分かる文書、④平成24年度までのNHKグループ会社への発注先および金額について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、④のうちの24年度までのNHKグループ会社への発注先は開示したが、①、③および④のうち24年度までのNHKグループ会社への発注金額は文書が存在しないため、②は開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①はNHKグループ事務系システム統合の23～27年度までの各年度の事業規模の概算および23～26年度までの各年度に支出した経費、③は25年度および26年度に資産計上した金額、④のうち24年度までのNHKグループ会社への発注額について、その後文書を取りまとめたので当該文書を開示することとする。また、②については事業規模の概算は開示するが、その余は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、NHKグループ事務系システム統合の23～27年度の各年度の事業規模の概算、23～26年度の各年度に支出した経費、25年度および26年度に資産計上した金額、および24年度までのNHKグループ会社への発注額を開示することとしたこと、当該システムの導入を決定した際の事業規模等を掲載した決裁文書については、事業規模の概算は開示し、その余は規程第8条1項1号の不開示情報に該当するため不開示としたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月7日（第221回審議委員会）

第582号諮問、審議、答申